

## 議案第47号 三田市市税条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年度地方税制改正等に基づく、「地方税法等の一部を改正する法律」の公布や関係法の施行に伴い、三田市市税条例の一部を改正するもの。

### 1 改正趣旨

今般の法改正では、個人市民税のふるさと納税寄附金控除額の上限額設定、肉用牛売却所得・長期譲渡所得の特例措置の延長、固定資産税（都市計画税含む）免税点の見直し、高齢者・障害者等が利用する建築物でバリアフリー化を促進する特例措置等が拡充されたことから、三田市市税条例（以下「条例」という。）の一部を改正するもの。

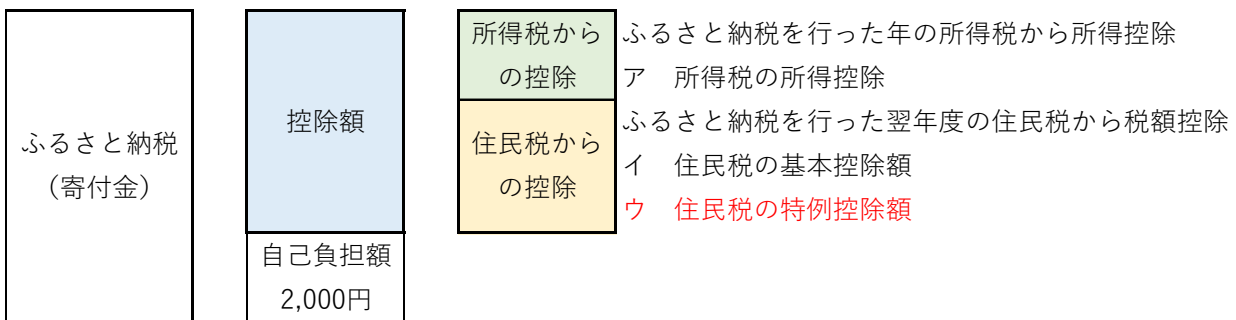
### 2 改正内容

#### (1) 個人市民税関係

##### ① ふるさと納税寄附金控除額の上限設定【条例第34条の7】（施行日：令和10年1月1日）

ふるさと納税は、地方公共団体に寄附した金額のうち、2,000円を超える部分において一定の上限まで所得税と住民税から控除を受けることができるが、高所得者ほど控除額が大きくなるため、税負担の公平性の観点から住民税の特例控除額について、給与収入1億円以上の場合には「住民税の特例控除額193万円（うち市民税115万8千円）」を控除上限額とする改正を行うもの。

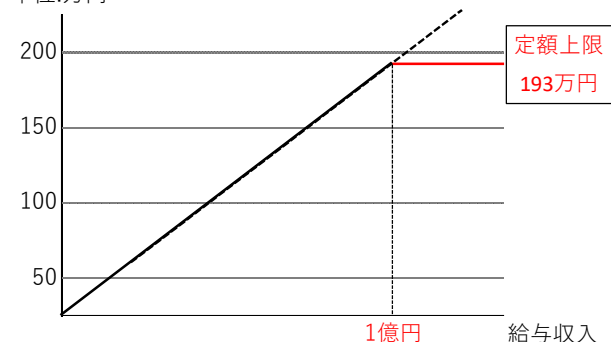
ふるさと納税に係る控除



ウ 控除上限に到達する給与収入は約1億円以上

改正後のウ 特例控除額イメージ  
単位:万円

基本分：変更なし			定額上限あり
ア 所得税 所得控除 (45.945%) 201万円	イ 住民税 基本控除額 (10%) 44万円	ウ 住民税 特例控除額 上限額 193万円	
438万円			



※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない人）の場合

## ② 寄附金控除対象の見直し【条例第34条の7】（施行日：令和9年1月1日）

新しい資本主義が目指す「民間も公的役割を担う社会」の実現に向け、民間公益の活性化を図るため、令和6年5月に「公益信託に関する法律」が成立、令和8年4月1日に施行され、より使いやすい公益信託制度へと見直された。

この見直しにより、公益法人並みの税制上の措置が講じられることとなるため、兵庫県知事が認可する公益信託の信託財産とするために支出された寄附金について、個人市民税の税額控除の対象とする規定へ改正するもの。

## ③ 肉用牛売却所得課税に係る特例措置の適用期間延長【条例付則第8条】（施行日：条例公布の日）

肉用牛生産農家の経営体質を強化し、安定的な供給を図ることを目的として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置について、適用期間を令和12年度まで3年間延長する規定に改正するもの。

現行	改正後
昭和57年度から令和9年度	昭和57年度から令和12年度

《特例措置内容》

(ア) 対象者

農業を営む個人及び農業生産法人

(イ) 適用対象となる肉用牛の範囲

農業災害補償法に規定する肉用牛及び乳牛の雌等のうち、売却価格が100万円（交雑種は80万円、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種の場合は50万円）未満で売却されたもの等

(ウ) 課税の特例措置

適用対象となる肉用牛の売却頭数が1,500頭以内であるときは、その売却所得に対する**所得税、住民税は課税免除**

## ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得課税の特例期間の延長【条例付則17条の2】（施行日：条例公布の日）

優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るため、以前から制定されている特例措置である優良住宅地造成等を目的として、個人が所有期間5年を超える土地を譲渡した場合における個人住民税率を1%軽減する特例措置について、適用期間を令和11年度まで3年間延長する規定に改正するもの。

現行	改正後
昭和63年度から令和8年度	昭和63年度から令和11年度

《参考》

(i) 適用される譲渡の範囲

国又は地方公共団体に対する譲渡

都市再生機構、土地開発公社等が行う住宅建設又は宅地造成の用に供する土地の譲渡  
第1種市街地再開発事業の用に供するための土地の譲渡等

(ii) 住民税の特例

譲渡額2千万円以下の部分の個人住民税率を1%軽減し、4%とする。

## (2) 固定資産税関係

### ① 固定資産税免税点の見直し【条例第63条】（施行日：令和9年4月1日）

固定資産税の「免税点」とは、三田市内に同一人が所有するすべての土地課税標準額（評価額に特例を反映した額）の合計額、家屋課税標準額の合計額、償却資産課税標準額の合計額が下記表の金額未満の場合、課税しない基準をいう。

土地・家屋・償却資産ごとに免税点が定められており、物価指数等が上昇していることを踏まえて改正するもの。（前回の改正は平成3年）

資産区分	免税点（課税標準額）	
	改正前	改正後
土地	30万円	30万円
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

※区分毎に免税点を判定

### ② 固定資産税課税標準の特例措置（わがまち特例）

**障害者等に対応したバリアフリー改修を実施した建築物等に係る課税標準の減額割合【条例付則第10条の2第18項】（施行日：条例公布の日）**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物※1の一部を建築物移動等円滑化誘導基準※2に適合する既存建築物バリアフリー改修を国の補助を受けて実施した場合、2年度分の建物の固定資産税課税標準の減額割合を国が示す参酌割合である1/3と定めるもの。

**※1 特別特定建築物**…不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動に配慮が必要な人が利用する建築物のうち、特にバリアフリー化が重要とされるもの（劇場、音楽堂、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

**※2 建築物移動等円滑化誘導基準**…高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路、駐車場など）の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にある など

## (3) その他所要の規定の整備

今般の法改正に伴い、参照条項等を改正するもの。

### 3 関係法令

地方税法（昭和25年法律第226号）

所得税法（昭和40年法律第33号）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）